

# 福井市役所エコオフィスプラン

平成28年10月

# 目次

## 第1章 計画の基本的な事項

- 1 計画の背景と目的
- 2 基準年度・計画期間
- 3 対象範囲
- 4 対象とする温室効果ガス

## 第2章 温室効果ガスの排出状況と目標

- 1 エネルギー消費の現状と温室効果ガス排出状況
- 2 排出量等の目標設定

## 第3章 具体的な取組(環境配慮指針)

- 1 省エネルギー・省資源の推進
  - (1) 庁舎等におけるエネルギーや水等の削減(車両を除く)
  - (2) 公用車の効率的な利用
- 2 グリーン購入の徹底
- 3 庁舎・施設の整備における環境配慮
  - (1) 環境負荷の低い施設の整備
  - (2) 施工作业における環境負荷低減
- 4 廃棄物の減量化・リサイクルの推進
  - (1) 環境負荷の低い施設の整備
  - (2) 廃棄物処理法等関係法令の遵守と適正処理の推進
- 5 イベント等における環境配慮
- 6 職員の環境意識の向上

## 第4章 計画の推進体制

- 1 推進体制と進捗管理
- 2 計画の見直し
- 3 公表

## 第1章 計画の基本的な事項

### 1 計画の背景と目的

平成 27 年 12 月にフランス・パリで開かれたCOP21 では、京都議定書以来 18 年ぶりとなる、新たな拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑えるとともに、今世紀末の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡することを掲げました。

これを受け、政府は平成 32 年以降の温室効果ガス削減目標を、国内の排出削減や森林などによる吸収量の確保により、平成 42 年度(2030 年度)に平成 25 年度(2013 年度)比マイナス 26.0%の水準にすることとしています。

このように地球温暖化対策が人類共通の課題となるなか、福井市役所自ら率先的に温暖化対策に取り組むことで地域の事業者、市民の模範となることを目指し、「福井市役所エコオフィスプラン」(以下本計画という)を策定します。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第 21 条に基づく計画となります。

### 2 基準年度・計画期間

本計画における温室効果ガス総排出量の基準年度は平成26年度とし、計画期間は第3次福井市環境基本計画に合わせ平成28年度から平成32年までの5年間とします。

### 3 対象範囲

本計画の対象範囲は、市が行う全ての事務事業及び所有する全ての施設です。したがって、指定管理者制度により管理運営する施設も対象となります。

#### 4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する物質の内、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)とします。

温室効果ガス	主な発生源		排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー 起源	電気の使用	電気使用量
		燃料の使用(ボイラ ー暖房器具・空調設 備・公用車など)	A重油、灯油、都市ガス、LPガス、 ガソリン、軽油などの使用量
	非エネルギー 起源	一般廃棄物(プラス チック)の焼却	一般廃棄物中のプラスチックの焼却量
メタン (CH <sub>4</sub> )	公用車の走行		走行距離
	一般廃棄物の焼却		一般廃棄物処理量
	下水・集落排水の処理		下水処理量、集落排水処理人口
	都市ガスの製造		製造した都市ガスの量
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	定置式内燃機関(発電機、エンジンポン プ等)の使用		燃料使用量
	公用車の走行		走行距離
	一般廃棄物の焼却		一般廃棄物処理量
	下水・集落排水の処理		下水処理量、集落排水処理人口

※その他のガスについては、排出割合が微量で把握が困難なため対象外とします。

#### 温室効果ガスの算出方法

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

活動量 : 電気や燃料などの使用量、プラスチックごみの焼却量や下水の処理量など

排出係数 : 活動量を二酸化炭素やメタンなどの量に換算する係数

地球温暖化係数: メタンは二酸化炭素の 25 倍、一酸化二窒素は 298 倍の温室効果があることから、  
それぞれのガスを二酸化炭素に換算する係数

## 第2章 温室効果ガスの排出状況と目標

### 1 エネルギー使用の現状と温室効果ガスの排出状況

私たちは電気、ガス、ガソリンなど多様なエネルギーを使って業務を遂行しています。電気エネルギーなどを作るためには、大量の化石燃料が使われ、また、灯油やガソリンなどは直接燃やすことで温室効果ガスである二酸化炭素を排出することになります。(エネルギー起源)

また、ごみの焼却に伴う二酸化炭素や下水処理に伴うメタンなどエネルギーを使うこと以外にも温室効果ガスを排出しています。(非エネルギー起源:メタン等についても二酸化炭素に換算)

#### ○エネルギー使用の現状

施設(使用量)	H23	H24	H25	H26
電気(千 kWh)	73,258	72,187	72,765	69,503
都市ガス(千 m <sup>3</sup> )	1,397	1,349	1,323	1,262
灯油 (m <sup>3</sup> )	1,135	1,111	1,088	1,069
軽油 (m <sup>3</sup> )	11	12	3	2
A重油 (m <sup>3</sup> )	513	465	521	465
LP ガス(t)	187	192	200	185
公用車(使用量)				
ガソリン(m <sup>3</sup> )	219	213	205	194
軽油 (m <sup>3</sup> )	143	129	134	134
天然ガス(千 m <sup>3</sup> )	7	6	8	6
エネルギー使用量の合計 (熱量換算 GJ)	871,927	855,589	861,232	822,371
前年比(%)		▲1.9	0.7	▲4.5

#### ○温室効果ガスの排出状況

排出温室効果ガス	H23	H24	H25	H26
エネルギー起源(t-CO <sub>2</sub> )	54,985	54,358	56,844	51,915
非エネルギー起源(t-CO <sub>2</sub> )※	17,551	17,239	19,015	21,083
合計(t-CO <sub>2</sub> )	72,536	71,597	75,859	72,998
前年比(%)		▲1.3	6.0	▲3.8

※ごみの焼却や下水の処理などに伴う温室効果ガス(メタンなどの排出量は、二酸化炭素に換算)

注) 電力の二酸化炭素換算計数や焼却ごみのプラスチックの割合の変化などにより、エネルギー使用量と温室効果ガスの排出量は必ずしも同じ傾向にはならない。

## 2 排出量等の目標設定

平成26年度を基準年として、平成32年度のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量を、6%以上削減することを目指します。

項目	基準年度 (平成 26 年度実績)	目標 (平成 32 年度まで)
エネルギーの使用量(熱量換算 GJ)	822, 371	773, 000
温室効果ガスの総排出量(t-CO2)	72, 998	68, 600

これは、省エネ法に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」において、中長期的に見て年平均1%以上低減させることを目標とし、技術的かつ経済的に可能な範囲内でその目標の実現に努めること、としていることから設定しています。

また、排出量削減に直接的に影響するエネルギーの節約などの取組に加え、節水、庁内ごみの分別・削減、コピー用紙の節約などの取組を併せて実施します。

## 第3章 具体的な取組(環境配慮指針)

### 1. 省エネルギー・省資源の推進

#### (1) 庁舎等におけるエネルギーや水等の削減(車両を除く)

##### ① 空調設備

- 室温管理の目安は、冬期20度、夏期28度とします。  
(ただし、特に配慮が必要な施設や設備については除きます)
- クールビズ(軽装)、ウォームビズ(重ね着)を推奨します。
- ブラインドやカーテン、窓ガラスフィルムを併用し、冷暖房機器の稼働負荷を軽減します。
- エアコンのフィルター等の掃除を定期的に行います。
- 空調設備の吹き出し口に物を置かないようにします。
- 省エネ性能の高い設備への転換を図ります。

##### ② 照明

- 昼休みの事務室消灯や時間外勤務時の部分点灯を行います。
- 執務中でも、窓際など十分な照度が得られる部分は、消灯します。
- 誰もいない会議室や給湯室など、不用場所の消灯を徹底します。
- 利用箇所の実態に応じて、蛍光灯の間引き点灯を行います。
- 導入可能なところから、LED照明などへの切り替えを行います。
- 自動照明制御装置等の導入を促進します。

##### ③ OA機器等

- パソコンについては、スタンバイモードなどを有効に活用します。
- 使用していない機器のコンセントを外し、待機電力を減らします。

##### ④ トイレ等

- 温水洗浄便座の使用後は、フタを閉めます。
- 節水型のトイレへ切り替えます

##### ⑤ エレベーター

- 時間外など利用者の少ない時間帯は、運転台数の削減を行います。
- 上り3フロアまたは下り4フロアまでの移動の際は、階段を利用するよう努めます。

##### ⑥ 水道の使用

- 食器洗剤等を使いすぎないようにします。
- 食器類はまとめ洗い、ため置き洗いをします。
- 節水コマの取り付けや水圧調整を行います、また節水型水洗へ切り替えます。

##### ⑦ 紙類使用量の削減

- 資料などは簡素化を図り、部数やページ数を必要最小限にします。
- 両面コピーや裏面利用の徹底、ミスコピーの防止を図ります。
- 使用済み封筒を再利用します。
- 電子メール等を活用し、各種照会等のペーパーレス化を進めます。
- 白書や報告書等のホームページでの公開やデジタル媒体等による頒布を推進し、印刷物の発行

部数を削減します。

- 事務用紙類は、再生紙を使用し、印刷物の発注でも再生紙を使用し表示します。

## (2) 公用車の効率的な利用

- やさしい発進(5秒で時速20km)を心がけます。
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。
- 減速時は早めにアクセルオフをします。また、エンジブレーキも有効に活用します。
- カーエアコンの使用は控えめにします。
- 無駄なアイドリングは控えます。
- 渋滞を避け、時間にゆとりをもち、計画的な運転を心がけます。
- 定期的にタイヤ空気圧の点検・整備を行います。
- 不要な荷物は積まないようにします。
- 公用車の走行ルートの合理化、相乗りなど燃料消費量の少ない運用を図ります。
- 公共交通機関(バス・鉄道)を優先的に利用します。
- 近距離移動時における公用自転車の利用を推進します。

## 2 グリーン購入の徹底

- 物品については「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に従い購入します。
- 公用車については「公用車の低公害車等導入推進のための方針」に従い購入します。  
また、ハイブリッド車(プラグインハイブリッド車も含む)や電気自動車などの次世代型自動車の導入を積極的に検討します。
- その他の製品の購入時も、生産・使用・廃棄の段階で環境負荷の少ない製品を選択します。
- 環境負荷が少ない物品等の情報について、共有化を図ります。

## 3 庁舎・施設の整備における環境配慮

### (1) 環境負荷の低い施設の整備

- 省エネ診断やESCO<sup>※</sup>等の省エネルギー事業の導入を推進します。  
※省エネ改修にかかる費用を、光熱水費の削減分で賄う事業
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ごみ焼却熱や下水処理発生ガスといった循環型エネルギーを活用します。
- トップランナー基準により指定された機器など、エネルギー消費効率の高い製品を採用します。
- 廃熱利用や、コージェネレーションシステムの導入を推進します。
- 都市ガスを利用した冷暖房機器などの導入を推進します。
- 雨水貯留タンクなど、雨水の貯留施設や利用設備の導入に努めます。
- 深夜電力を有効活用します。
- 地中熱の利用に努めます。
- 高効率機器、省エネルギー設備の導入に努めます。
- 自然採光、自然通風の活用により、照明負荷、冷房・換気負荷の低減に努めます。
- 高断熱材の材料・工法及び、断熱・日射遮蔽性の高い建具等の採用により、熱負荷の低減に配



慮します。

- 省資源、省エネルギーに配慮した、建設資材の活用に努めます。
- 既存設備に使用されているフロンやハロンの回収を徹底し、設備の新設・更新時にはノンフロン化を促進します。
- 緑化を推進し、適正な維持管理を行います。

#### (2) 施工作业における環境負荷低減

- 間伐材や再生資材等の使用を推進します。
- 建設廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進します。

### 4 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

#### (1) ごみの3Rの推進

- 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、詰替え可能な製品や簡易包装を選択します。
- 物品の在庫管理を徹底し、重複購入や期限切れ廃棄等を防止します。
- マイバッグ、マイ箸、マイ水筒などを活用し、ごみの減量に努めます。
- 繰り返し使える製品の利活用を推進し、使い捨て製品の購入や使用を自粛します。
- コピー機やプリンタのトナーカートリッジは、リサイクルカートリッジを使用します。
- 事務用品の長期使用、再利用を推進します。
- ごみの分別を徹底します。

参考:「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・ビン」、「ペットボトル」等

- 紙類の分別排出を徹底し、裏紙使用や雑紙を含めリサイクルを推進します。
- 機密書類の排出には、回収による溶解処理を利用するなどリサイクルを推進します。
- 調理設備のある施設では、生ごみの減容化や堆肥化を促進します。
- 剪定枝などの堆肥化に取り組みます。
- 図書等の再利用を図ります。

#### (2) 廃棄物処理法等関係法令の遵守と適正処理の推進

- 物品や薬品等の廃棄にあたっては、法令を遵守し、適正処理の実施を行います。
- 建設廃棄物等の適正処理を、発注者として確認します。
- 空調用室外機などの機器や設備で特定フロンなどを使用する場合は、定期点検等を適正に行い、漏洩防止に務めるとともに、それらを使用した機器・設備の廃棄時は、それらの適切な回収を業者に指示し、適正処理を行います。

### 5 イベント等における環境配慮

- 開催の広報・案内では、分かりやすいアクセス方法を記載し、公共交通機関による来場を呼び掛けます。
- 公共交通機関の利用が困難な場合は、シャトルバスの運行など効率的な交通手段を用意するよう努めます。
- チラシやポスター、配布資料等は、必要部数を考慮して準備します。

- 開催等にかかる広報・案内については、インターネットやメールを活用し、紙媒体の使用をできるだけ減らします。
- 参加者にごみの持ち帰りを呼びかけます。また、ごみ箱を設置する場合は、ビン・缶・紙等の資源物を分別し、再資源化に努めます。
- 物品の配布や販売を行う場合は、マイバッグの持参を呼びかけます。
- 飲食物を提供する場合は、マイボトル、マイ箸の持参の呼びかけやリユース食器回収システムの導入など、リユース可能な容器等の利用に努めます。

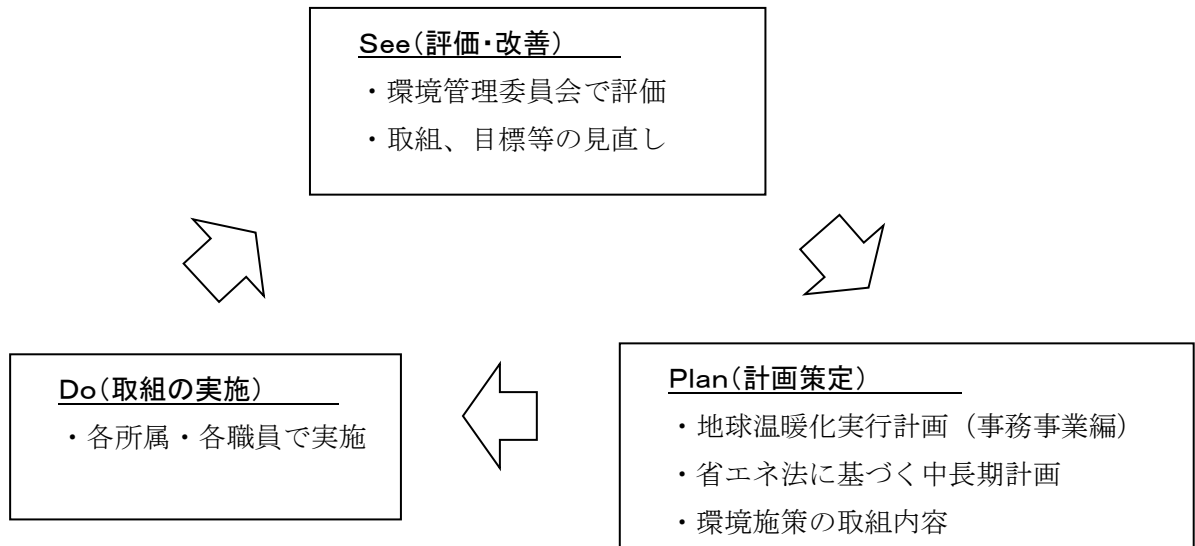
## 6 職員の環境意識の向上

- 職員に対して、地球温暖化対策等の環境に関する情報提供や、研修会などを実施します。
- ノーマイカーデーやパークアンドライドを推進するため、通勤にはできるだけ徒歩や自転車、公共交通等を利用します。
- 事務所のエネルギーの削減にも繋がる、ワーク・ライフ・バランスに配慮した残業時間を縮減する取組を推進します。
- 職場で実践している省エネルギーやごみの分別・削減等、環境保全行動を家庭や地域でも実践します。
- 職員ボランティアや、地域の環境美化などに積極的に参加します。

## 第4章 計画の推進と公表

### 1 推進体制と進捗管理

計画の推進は「評価・改善(See)⇒計画(Plan)⇒実行(Do)」というサイクルで進行管理をします。



### 2 計画の見直し

本計画は、温室効果ガス排出量の削減目標の達成度、各所属の取組等を環境管理委員会に報告し、各取組の展開や技術の進歩等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### 3 公表

進捗管理の状況をHP等で公表します。